

内閣委員会

内閣調査室

I 所管事項の動向

1 経済財政政策

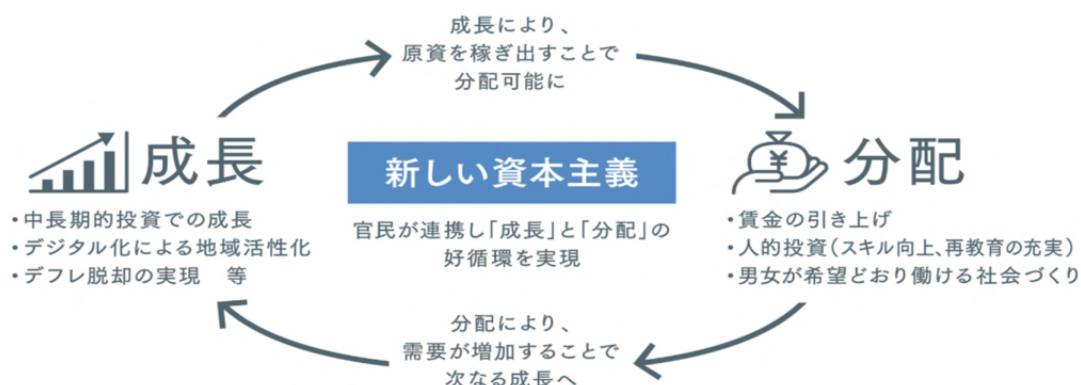
(1) 新しい資本主義

ア 岸田内閣の方針

令和3年10月に発足した岸田内閣は、市場に任せればうまくいくという新自由主義的な政策については富めるものと富まざるものとの深刻な分断を生んだという弊害が指摘されており、世界では、中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく、新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっているとの認識を示した。その上で、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、「新しい資本主義」の実現を目指すとの方針を示している¹。

政府は、「新しい資本主義」とは、社会課題の解決に向けた取組自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものであるとしている²。

図表 新しい資本主義のイメージ



(出所) 政府広報オンラインHP

イ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

令和4年6月7日、政府は、成長と分配の好循環を目指す複数年度にわたる計画である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定した。実行計画では、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行うとし、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）の4本柱に投資を重点化することとされた。

政府は、実行計画の閣議決定以降、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業の投資意欲

¹ 第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年10月8日）

² 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）

の高まりなどの前向きな動きが見られる一方、少子高齢化による国内市場の縮小や労働市場と企業組織の硬直化、投資の遅れなどの課題への対処を急ぐ必要性も明らかになったとして、令和5年6月16日には、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（以下「実行計画2023」という。）を閣議決定した。実行計画2023には、①構造的な賃上げを実現するため、リ・スキリング（学び直し）の支援などを通じた労働市場改革の推進、②半導体などの分野での戦略的な投資拡大、③スタートアップ育成と企業の参入・退出の円滑化等が盛り込まれた。

ウ 経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）

令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下「骨太方針2023」という。）では、中小企業の価格転嫁対策、人への投資、スタートアップ推進等により、「賃金と物価の好循環」に持続性を確保しつつ、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた消費・国内需要の持続的拡大が実現する「成長と分配の好循環」を目指すとした。

(2) 物価高への対応

ア 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

日本経済については、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかに持ち直す一方、足元では、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、また、世界的な景気後退懸念も高まっている³。

このような認識の下、政府は、令和4年10月、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を閣議決定した。同対策では、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④国民の安全・安心の確保等を実行していくこととされた。同対策を受け、同年12月には、一般会計で約29兆円に上る令和4年度第2次補正予算が成立した。

イ 新たな経済対策の策定

令和5年9月10日、岸田内閣総理大臣は、物価高から国民生活を守り、賃上げと投資の拡大の流れをより力強いものにするため、必要な予算に裏打ちされた思い切った内容の経済対策を実行したい旨発言した⁴。

同月25日には、岸田内閣総理大臣は、①物価高から国民生活を守るための対策、②持続的賃上げ、所得向上と地方の成長、③成長力につながる国内投資促進、④人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革、⑤国土強靱化など国民の安心・安全の5つを経済対策の

³ 第210回国会における鈴木財務大臣の財政演説（令和4年11月21日）

⁴ 岸田内閣総理大臣記者会見（ASEAN関連首脳会議及びG20ニューデリー・サミット出席等についての内外記者会見）（令和5年9月10日）

柱として示し、翌26日、10月末を目途に経済対策を取りまとめるよう、閣僚に指示した⁵。

2 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 特措法の制定

平成21年、新型のインフルエンザA（H1N1）が日本国内で流行したが、これによる健康被害は比較的軽微なものであった。しかし、重篤化の可能性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して必要な法制を整えることが喫緊の課題とされ、平成24年の第180回国会（常会）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法⁶（以下「特措法」という。）が成立した。特措法は、感染症法⁷上の「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症」を対象とし、政府行動計画⁸の策定等の体制整備、発生時の措置、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）等について定めており、緊急事態宣言が発出された場合、都道府県知事は、外出自粛や施設の使用制限等を要請できることとなった。

(2) 新型コロナウイルス感染症

ア 特措法の改正（令和2年）

2019（令和元）年12月に中国において発生が相次いだ新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2020（令和2）年に入って世界各国に広がり、日本国内においても感染が拡大した。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、病原体や病状等が既知のものであるため、感染症法上の「新感染症」には該当せず、特措法が適用されなかった。

こうした中、感染拡大を防止するための強力な措置が求められたため、同年の第201回国会（常会）において、特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が暫定的に特措法の対象とされた⁹。以後、特措法に基づき、断続的に緊急事態宣言が発出され、外出や催物開催の自粛要請等が行われた。

イ 特措法等の改正（令和3年）

令和2年10月、冬の感染拡大に備えるため、新型コロナウイルス感染症対策分科会は、大人数や長時間に及ぶ飲食の回避等を提言した¹⁰。こうした状況の下、飲食店に対する営業

⁵ 岸田内閣総理大臣記者会見（経済対策についての会見）（令和5年9月25日）、「総合経済対策の策定について（内閣総理大臣指示）」（令和5年9月26日閣議 内閣総理大臣発言要旨）

⁶ 平成24年法律第31号

⁷ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）

⁸ 特措法第6条の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針及び平時の準備や感染症発生時の措置の内容を示すとともに、都道府県行動計画等の基準となるべき事項を定めるもの。

⁹ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」（令和2年法律第4号）

¹⁰ 「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

時間短縮要請等が行われたが、要請に応じない飲食店もあった¹¹。そこで、全国知事会は、違反した場合の罰則の創設等を内容とする特措法の改正を求めた¹²。

こうした中、令和3年の第204回国会（常会）において、特措法が改正され、営業時間の変更の要請等を内容とする「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」が創設されたほか、都道府県知事の要請に応じない事業者等に対する命令、命令違反に対する行政罰（過料）の創設等が行われた。感染症法も改正され、「新型コロナウイルス感染症」は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、恒常的に特措法の対象とされた¹³。

ウ 特措法等の改正（令和5年）

令和4年6月、政府は、「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性¹⁴」において、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、内閣官房に「内閣感染症危機管理庁（仮称）」を置くこと等を示し、必要な法律案を国会に提出するとした。

こうした中、令和5年4月、新型インフルエンザ等対策本部長（内閣総理大臣）が行う都道府県知事等への指示を、感染症の発生及びまん延の初期段階から行えるようにすることや、内閣感染症危機管理統括庁を設置すること等を内容とする特措法等改正案が成立し、一部の規定を除き、同年9月1日から施行された¹⁵。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、「5類感染症に位置づけるべき」との厚生科学審議会感染症部会の提言¹⁶を踏まえ、同年5月8日、感染症法上の5類感染症に位置付けられた¹⁷。

(3) 内閣感染症危機管理統括庁

令和5年9月1日、「内閣感染症危機管理統括庁」が内閣官房に設置された。

内閣感染症危機管理統括庁には、平時は38人が常駐し、緊急時は関係省庁の職員との併任を含め、最大約300人態勢となる。新たな危機に備え、当面は政府行動計画の改定作業を1年程度かけて行う方針である¹⁸とされている。

¹¹ 『朝日新聞』（令2.12.30）

¹² 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言」（令和3年1月9日全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部）

¹³ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号）

¹⁴ 令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定

¹⁵ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」（令和5年法律第14号）

¹⁶ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会）

¹⁷ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第74号）

¹⁸ 『読売新聞』（令5.9.2）

図表 内閣感染症危機管理統括庁の役割・組織

役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府行動計画の策定及び推進に関する事務 ・ 行政各部の施策の統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの等をつかさどる。
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を置く。 ・ 内閣官房長官を助けて庁務を掌理する内閣感染症危機管理監（内閣官房副長官の充て職）を置く。 ・ 内閣感染症危機管理監の職を助けて庁務を整理する内閣感染症危機管理監補（内閣官房副長官補の充て職）を置く。 ・ 内閣感染症危機管理対策官（厚生労働省の医務技監の充て職。専門的知見の提供を確保）を置く。

3 経済安全保障

(1) 経済安全保障推進法の成立

ア 背景

冷戦の終結後、国境を越えた経済活動の活性化により、世界経済は急速に成長したが、米中対立により、世界経済は分断されかねない状況となっている¹⁹。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際的な流通網が寸断され、半導体や医療物資が不足する事態が生じたため、特定の国に重要物資の供給を依存することのリスクが認識されるようになった²⁰。さらに、世界各国で、基幹インフラへのサイバー攻撃が行われ、令和3年には、米国の石油パイプラインが操業停止となった。

加えて、安全保障分野においては、先端技術の研究開発の重要性が高まっている。他方、我が国においては、安全保障上機微な発明を含め、特許出願の内容が公開されるため、機微技術の流出防止が喫緊の課題であった。

イ 経済安全保障推進法の概要

こうした中、令和4年5月、経済安全保障推進法²¹が成立し、①重要物資の安定供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の4分野について、経済安全保障を確保するための制度が創設された。

図表 経済安全保障推進法の概要

①重要物資の安定供給の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定重要物資（※）の指定 ・ 民間事業者の供給確保計画の認定・支援措置（助成等） ・ 民間事業者への支援措置だけでは安定供給確保が困難な場合、国が備蓄等を実施
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

¹⁹ 「米中の分断・衝突を防ぐために、経済の知恵を」（論座アーカイブ（令和5年2月17日）小此木潔元上智大学教授）

²⁰ 「経済安全保障法制に関する提言」（令和4年2月1日 経済安全保障法制に関する有識者会議）等を参考に記述

²¹ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）

② 基幹インフラ業務の安定的な提供の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・14業種の基幹インフラ事業（電気、ガス、水道等）を対象に、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査 ・審査結果に基づく勧告・命令
③ 先端的な重要技術の開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・先端的な重要技術（宇宙、海洋、量子、AI等）の研究開発等に対する資金支援等 ・官民協議会の設置 ・調査研究業務の委託（シンクタンク）
④ 特許出願の非公開	<ul style="list-style-type: none"> ・安全保障上機微な発明（核技術等）の特許出願の保全指定・公開留保 ・安全保障上機微な発明の外国出願制限 ・保全指定による損失の補償

※ 特定重要物資とは、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資（半導体、重要鉱物等）。

（内閣府資料を基に当室作成）

経済安全保障推進法は、公布（令和4年5月18日）から6月以内から2年以内に段階的に施行することとされており、全体の基本方針や上記①から④の各基本指針が策定されている。①及び③については制度の運用が開始されており、②及び④については、令和6年春頃の制度運用開始に向けて準備が進められている。

（2）セキュリティ・クリアランス制度導入の動き

ア 我が国の情報保全の枠組み

経済安全保障に関して、セキュリティ・クリアランス制度（重要情報を取り扱う者への資格付与制度²²）導入の動きがある。

我が国には、国家公務員法²³における守秘義務、特定秘密保護法²⁴における特定秘密の保護、不正競争防止法²⁵における営業秘密の保護等、政府や民間が保有する機微な情報を保護する様々な枠組みが存在する。

その中で、特定秘密保護法については、政府が特定秘密として指定できる情報は防衛、外交、特定有害活動（スパイ）の防止、テロリズムの防止の4分野に限られ、指定された情報にアクセスできるのは行政機関の職員等が中心であり²⁶、民間事業者等の割合は低く、かつ防衛産業に集中している。このため、経済安全保障上重要な情報に関して、特に、経済関係省庁や防衛産業を超えた民間において、セキュリティ・クリアランス制度を含む情

²² 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）

²³ 昭和22年法律第120号

²⁴ 「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）

²⁵ 平成5年法律第47号

²⁶ 令和3年末時点で、我が国で特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は約13万人、保有者の比率は、官が97%、民が3%（「中間論点整理」令和5年6月6日 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議）

報保全の一層の強化が必要となっている²⁷。セキュリティ・クリアランスをめぐるっては、経済界からも導入を求める声が高まっている²⁸。

イ 政府の方針

令和5年2月、岸田内閣総理大臣は、高市経済安全保障担当大臣に対し、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度に関する有識者会議を立ち上げ、今後1年程度を目途に、検討作業を進めるよう指示した²⁹。有識者会議³⁰は、同年6月6日に中間論点整理を公表したが、今後は、これを踏まえ、引き続き検討が進められることとなっている³¹。

骨太方針2023においては、主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた法制度等の検討を更に深め、速やかに結論を得ることとされた。

4 国家公務員制度

(1) 令和5年人事院勧告

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則³²に基づき国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。令和5年8月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、職員の勤務時間の改定に関する勧告、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告等を行った。

ア 勤務時間の改定に関する勧告の内容

現行制度では、フレックスタイム制が適用される職員のうち、子の養育又は配偶者等の介護をする職員等に限り、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）を設定することができる。勧告の内容は、勤務時間法³³を改正し、一般の職員についてもゼロ割振り日の設定を可能とすることである。

イ 給与に関する報告及び給与の改定に関する勧告の内容

報告及び勧告の内容は、一般職給与法³⁴等を改正し、①民間給与との較差を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き俸給表を平均1.1%引き上げるとともに、特別給の支給月数を0.10月分引き上げ年間4.50月分とすること、②在宅勤務等を中心とした働き方をする職

²⁷ 「中間論点整理」（令和5年6月6日 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議）2頁

²⁸ 『読売新聞』（令5.3.9）

²⁹ 第4回経済安全保障推進会議（令和5年2月14日）議事要旨

³⁰ 「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議の開催について」（令和5年2月21日内閣官房長官決裁）

³¹ 高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和5年6月6日）

³² 「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第28条

³³ 「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）

³⁴ 「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）

員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当（月額3,000円）を新設すること等である。

(2) 勧告後の動き

これらの勧告を受け、政府は、同日、給与関係閣僚会議³⁵を持ち回りで開催した。翌8日、松野内閣官房長官は、国家公務員の給与の取扱いについて、「人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、適正な結論を得るよう、国政全般の観点から検討してまいります。」と発言した。また、「給与勧告のほか、フレックスタイム制の見直しについての勧告も提出されておりますので、政府として、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。」と発言した³⁶。

今後は、給与関係閣僚会議において国家公務員の給与等の取扱いについての決定がなされ、一般職給与法等の改正案及び同改正案の内容に沿った特別職給与法³⁷の改正案が閣議決定を経て国会に提出される見込みである。

5 官報の電子化

(1) 官報の概要

ア 官報とは

官報は、国の公文書その他公示事項を登載し周知させるための機関紙³⁸であり、我が国においては、明治16年7月2日に創刊された。官報に関する事務は内閣府が所掌しており、官報の編集、印刷及び普及等の業務は、内閣府との委託契約に基づき独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）が行っている。官報の掲載事項は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約などとなることが、内閣府令³⁹において規定されており、公布又は公示・公告に分類される。

明治憲法下においては、官報を法令一般の公布手段とする法的根拠（勅令）が存在したが、昭和22年の日本国憲法の施行に伴い、同勅令は廃止された。現在、法令一般の公布を官報をもって行う根拠となる制定法は存在しないが、法令の公布は官報をもって行うことが慣行となっており⁴⁰、これを前提として、一部の法令⁴¹の公布についてはその旨が明文で規定されている。

³⁵ 平成5年9月21日閣議口頭了解

³⁶ 松野内閣官房長官記者会見（令和5年8月8日）

³⁷ 「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和24年法律第252号）

³⁸ 大森政輔ほか編『法令用語辞典 第11次改訂版』学陽書房（2023）109頁

³⁹ 「官報及び法令全書に関する内閣府令」（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）第1条

⁴⁰ 「官報電子化について」（第1回官報電子化検討会議（令和5年3月14日）資料4）、最大判昭和32年12月28日刑集11巻14号3461頁

⁴¹ 「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第16条第2項等

イ インターネット版官報

印刷局は、紙の印刷物として発行される官報と同じ内容を掲載した「インターネット版官報」を平成11年11月から公開している。官報の原本は紙の官報であり、インターネット版官報は、紙の官報の附属物とされている⁴²。

(2) アナログ規制の見直し

ア 岸田内閣の方針

令和3年11月、岸田内閣総理大臣は、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題に一体的に対応するため、デジタル臨時行政調査会（以下「デジタル臨調」という。）を設置した。また、岸田内閣総理大臣は、令和4年春に一括的な規制見直しプランを取りまとめる方針を示した⁴³。

イ 経済界からの要望

令和3年12月、デジタル庁は、経済社会活動に関する全ての規律（4万以上）について、デジタル技術の活用を妨げている規制の洗い出しを行うに当たり、政府で把握しきれない規制を悉皆的に把握するため⁴⁴、経済界に対してアンケート調査を行った⁴⁵。その結果、受領した約1,900件の要望等の中に、「官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができない」との指摘が含まれていた。

ウ 規制の一括見直しプラン

令和4年6月、デジタル臨調において決定された規制の一括見直しプラン⁴⁶では、経済界からの要望等を踏まえ、電子官報実現のため、以下の対応方針が示された。

- ・印刷局が配信している「インターネット版官報」（PDF）も「官報」として位置付けるため、内閣府と印刷局が中心となり、令和4年12月末までに課題の洗い出しを行い、工程案を作成すること
- ・中長期的な課題として、電子官報の在り方として、データ再利用等が行えるデータ形式について検討すること

エ 官報電子化の実現までの工程

令和4年12月、デジタル臨調において報告された工程表⁴⁷では、官報の電子化について、内閣府及び印刷局を中心に関係府省庁が協力して、

- ①行政手続における官報（紙）の提出を不要とする改革

⁴² 第159回国会参議院法務委員会会議録第12号2頁（平16.4.20）房村政府参考人（法務省民事局長）答弁

⁴³ 第1回デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）議事録等16頁

⁴⁴ 第11回デジタル臨時行政調査会作業部会（令和4年5月20日）議事録等2頁

⁴⁵ 「デジタル化を阻害する規制に関するアンケートの御願い」（令和3年12月23日デジタル臨時行政調査会事務局・規制改革推進室）等

⁴⁶ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）

⁴⁷ 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会）

②官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付ける改革

③その他、インターネット版官報の改善（一覧性のある目次の付与、検索性の向上等）を早期に実現するとされた。

また、②については、令和5年年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出し、電子官報を官報の正本として位置付けるとされた。

(3) 電子官報の実現に向けた取組

ア インターネット版官報の活用に係る閣議了解

令和5年1月、閣議了解⁴⁸に基づき、官報（紙）とインターネット版官報の同一性確保が徹底（セキュリティ強化等）され、登記申請等においてインターネット版官報の提出が認められることとなった（上記(2)エの①に該当）。

イ 官報電子化検討会議における検討等

令和5年3月、官報の発行を電磁的方法により行うこと等の法制化に関する課題や論点について検討を行うため、有識者5名から構成される官報電子化検討会議が設置された⁴⁹。

同年7月、官報電子化検討会議において、「官報電子化の基本的考え方（案）」が取りまとめられ、同月14日から31日まで意見募集が行われた。

6 日本学術会議

(1) 概要

日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること⁵⁰を目的とする内閣府の「特別の機関」である。日本学術会議は独立してその職務（科学に関する重要事項の審議や研究の連絡等）を行うこととされ⁵¹、総会や3つの部会（人文・社会科学、生命科学、理学・工学）、30の分野別の委員会などを開催するとともに、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告や科学技術に関する声明、提言等を行っている。また、日本学術会議の活動について意見を聴くための外部評価有識者を委嘱しており、原則として毎年1回、外部評価書が作成されている。

日本学術会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命する会員（定員210名）⁵²及び会長が任命する連携会員（約2,000名）から構成される。会員の任期は6年で、3年ごとに半数を改選している。会員は非常勤の特別職国家公務員、連携会員は非常勤の一般職国家公務員に該当し、会議出席などの活動に対し、手当や旅費が支給される。日本学術会議に関する経費は国庫の負担とされ⁵³、毎年度の予算は約10億円である。

⁴⁸ 「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について」（令和5年1月27日閣議了解）

⁴⁹ 「官報電子化検討会議の開催について」（令和5年3月3日内閣官房長官決定）

⁵⁰ 「日本学術会議法」（昭和23年法律第121号）第2条

⁵¹ 日本学術会議法第3条

⁵² 日本学術会議法第7条、第17条

⁵³ 日本学術会議法第1条第3項

(2) 日本学術会議の在り方の検討

ア 日本学術会議における議論

令和2年10月に行われた会員の半数改選において、菅内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者のうち、6名を除く99名を任命した⁵⁴。同月、梶田日本学術会議会長（当時）は菅総理と面会して、任命されていない会員候補者の任命等を求める要望書を手渡した。その際、両者の間で、日本学術会議の在り方について未来志向で検討することで合意がなされた。さらに、井上内閣府特命担当大臣（科学技術政策）（当時）と日本学術会議との意見交換において、梶田会長は、日本学術会議の提言機能、情報発信力、国際活動等において検討すべき課題があり、日本学術会議において検討するとした⁵⁵。また、同年11月、井上大臣から梶田会長に対し、日本学術会議の設置形態についても検討するよう提案がなされた⁵⁶。

これらを踏まえ、日本学術会議は、令和3年4月、設置形態に関する検討も含めた自己改革案⁵⁷を取りまとめた。この中で、国の機関としての形態を変更する積極的理由を見いだすことは困難とした。また、日本学術会議を国から切り離して法人化する場合には、その役割を適切に発揮していく上で解決すべき様々な課題があるほか、法令等の改正に加え、組織面・財政面の課題への対応などに相当な準備と時間が必要となると見込まれるとした。

イ 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会

令和3年5月以降、井上大臣の要請を受けた総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会において、日本学術会議の在り方に関する政策討議が行われ、令和4年1月、議論の取りまとめが公表された⁵⁸。その中では、日本学術会議の組織形態について、現在の形態が最適なものであるという確証は得られていないとされた。

ウ 政府の方針

政府は、これらの取りまとめを踏まえて日本学術会議の在り方について検討を進め、令和4年12月、「日本学術会議の在り方についての方針⁵⁹」を公表した。この中で、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を図るため、国の機関として存置した上で、必要な措置を講じ、改革を加速すべきとされた。

また、同月、政府は日本学術会議に対し、具体化検討案⁶⁰（会員選考に関して意見を述べる選考諮問委員会の設置等）を示し、その中で、今後、日本学術会議の意見も聴取しつつ、

⁵⁴ 令和5年10月の会員の半数改選においては、日本学術会議から推薦された105名の会員候補者全員が会員に任命された。なお、推薦された105名には、令和2年10月の半数改選の際に任命されていない6名の会員候補者は含まれていない。

⁵⁵ 井上内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和2年10月23日）

⁵⁶ 井上内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和2年11月27日）

⁵⁷ 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）

⁵⁸ 「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」（令和4年1月21日総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会）

⁵⁹ 「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）

⁶⁰ 「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」（令和4年12月21日内閣府総合政策推進室）

法制化に向けて必要な検討・作業等を進め、令和5年常会に所要の法案を提出することを目指すとした。

エ 日本学術会議法改正案の提出に関する議論

令和5年4月17日、政府は、日本学術会議総会において、日本学術会議法改正案の概要を説明した。これに対し、日本学術会議は、翌18日の総会において、政府に対する勧告⁶¹を議決し、改正案の提出を思いとどまり、学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けることを求めた。また、改正案に含まれる選考諮問委員会の設置、中期業務運営計画の策定などが日本学術会議の独立性を毀損する可能性があるとして、国民に対し問題提起する声明⁶²を決定した。

同月20日、政府は第211回国会（常会）への日本学術会議法改正案の提出見送りを発表した⁶³。

オ 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会

骨太方針2023において、「日本学術会議の見直しについては、これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」とされた。これを受けて、同年8月、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が設置され、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討が進められている。

II 第212回国会提出予定法律案等の概要

1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の給与（月例給、特別給、在宅勤務等手当の新設等）及びフレックスタイム制について、所要の改正を行う。

2 特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。

3 官報の発行に関する法律案（仮称）

官報の発行主体、官報掲載事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関する事項を定める。

⁶¹ 「勧告 日本学術会議のあり方の見直しについて」（令和5年4月18日日本学術会議）

⁶² 「声明 『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」（令和5年4月18日日本学術会議）

⁶³ 第1回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会（令和5年8月29日）議事録13頁

4 官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（仮称）

官報の発行に関する法律（仮称）の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局法等の関係法律について、所要の規定の整備を行う。

（参考）継続法律案等

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号）

新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定める。

○ 性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号）

性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める。

○ 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号）

全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定める。

○ 多文化共生社会基本法案（中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号）

我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び多文化共生社会の形成の推進に係る体制の整備について定める。

○ 国葬儀法案（青柳仁士君外3名提出、第210回国会衆法第2号）

今般の国葬儀の実施の決定過程等に関する様々な議論を踏まえ、その公正性及び透明性を確保することが重要であること等に鑑み、国葬儀の実施の根拠と基準及びこれに対する国会の承認、事後の国会への報告並びに費用の負担等について定める。

- 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外2名提出、第210回国会衆法第14号）

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、その全ての当事者間において信頼関係が構築されているものとして一定の要件に該当する場合に締結する出演契約について、出演契約は性行為映像制作物ごとに締結しなければならないとする規定並びに性行為映像制作物の撮影及び公表の時期を制限する規定の適用を除外することができることとする。

- 国家公務員法の一部を改正する法律案（守島正君外14名提出、第211回国会衆法第28号）

国家公務員である職員及び当該職員であった者による離職後の就職に関するあつせん行為等が公務に対する国民の信頼を著しく損ねている現状に鑑み、職員の退職管理の一層の適正化を緊急に図るため、職員であった者による国の機関等に属する役職員等の再就職に係る依頼等及び管理職職員等の再就職の規制について定める。

- 持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案（櫻井周君外5名提出、第211回国会衆法第30号）

2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発のための17の目標の達成に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、これに関し、基本原則、国等の責務、基本方針の策定その他の必要な事項を定める。

- 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（源馬謙太郎君外15名提出、第211回国会衆法第31号）

公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録及び国会議員等からの要求に係る文書の作成の義務化、行政文書の管理の電子化、行政文書の決裁に係る手続の電子化、決裁済行政文書の変更の禁止、保存期間及び廃棄の概念の廃止、特定歴史公文書等の利用制限の緩和等の措置を講ずるとともに、独立公文書管理監に関する規定及び行政文書の管理の適正に関する通報の規定を整備する。

- 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（源馬謙太郎君外15名提出、第211回国会衆法第32号）

公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置する。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第42号）

国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

○ 国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第43号）

国家公務員制度改革基本法第十二条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

○ 公務員庁設置法案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第44号）

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置する。

○ 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（青柳仁士君外3名提出、第211回国会衆法第47号）

我が国における土地等の取得、利用及び管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、土地取得等問題対策推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に推進する。

内容についての問合せ先

内閣調査室 田中首席調査員（内線68400）